

## お知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、弊社の代表取締役及び取締役と、他のテレビ放送事業者の議決権を十分の一を超えて保有する事業者の代表取締役及び取締役との兼任状況において、放送対象地域の重複する二つのテレビ放送事業者が同時に支配されており、マスメディア集中排除原則に抵触する状態だったとして、本日付けで総務省東海総合通信局の行政指導を受けました。

この規定に抵触する状態は、令和5年9月26日付で既に解消されております。

弊社はこの行政指導を真摯に受け止め、行政指導を受けたことをお詫びするとともに、今後同様の事態を生じさせることのないよう再発防止に向けて取り組んでまいります。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年10月11日

東海テレビ放送株式会社